

工事番号 市20-01

工事件名 き電設備 回生電力貯蔵装置整備工事【製造・据付】

## 電気設備工事仕様書

### (適用範囲)

第1条 電気設備における工事の施行については、この仕様書の定めるところによる。

2. この仕様書に定めてない事項については、別に定めてあるものによる。

別に定めてあるものの主なものは、次のとおりである。

- (1) 建設業法（昭和24年5月法律第100号）
- (2) 建築基準法（昭和25年5月法律第201号）
- (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通産省令第61号）
- (4) 電波法（昭和25年5月法律第131号）
- (5) 有線電気通信法（昭和28年7月法律第96号）
- (6) 消防法（昭和23年7月法律第186号）
- (7) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月国交省第151号）
- (8) 軌道建設規程（大正12年12月内務・鉄道省令）
- (9) 軌道運転規則（昭和29年4月運輸省令第22号）
- (10) 内線規程（日本電気協会 電気技術基準調査委員会）
- (11) 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）
- (12) 運転取扱心得（昭和63年2月規程（運）第4号）
- (13) 線路閉鎖取扱規程（昭和63年2月規程（運）第5号）
- (14) 軌道作業車取扱規程（昭和63年2月規程（運）第6号）
- (15) 列車の運転に直接関わる工事における運転保安設備に関する機能確認試験取扱要領  
(平成16年7月規程（電）第41号)

### (用語の意義)

第2条 この仕様書における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、工事の施行監督員として指定された発注側の社員をいう。
- (2) 「現場代理人」とは、工事の受注者の代理人として、当該工事の実施における一切の責任を負う者をいう。
- (3) 「主任技術者」とは、建設業法第26条第1項に規定する技術者をいう。
- (4) 「工事責任者」とは、工事を施行するうえにおいて、作業単位毎にその作業の責任者として配置する者をいう。
- (5) 「連絡責任者」とは、連絡体制を確立するために配置するもので、工事に関わる事故および緊急要件等で、当社からの要請をうけて適切な手配を行う者をいう。

(工事の施行)

第3条 工事を施行については、現場代理人、主任技術者及び工事責任者は、監督員の指示を受けるものとする。

(現場代理人及び主任技術者)

第4条 工事を施行するときは、工事の区域内に現場代理人及び主任技術者をおき、工事現場の取締り及び工事に関する一切の事項の処理並びに工事施行上の技術管理を行わせるものとする。

(現場代理人と主任技術者との兼務)

第5条 現場代理人と主任技術者との兼務については、書面による承諾を受けた場合に限り兼務することができる。ただし、その兼務者が主任技術者の資格を有する者であること。

(現場代理人及び主任技術者の届出等)

第6条 現場代理人及び主任技術者については、経歴書を添え、氏名をそれぞれ工事着手前に提出するものとする。また変更する場合においても、速やかに変更届けを提出するものとする。

2. 現場代理人及び主任技術者は、経歴書等において、同種の業務経験を有する者であることの承認を受けなければならない。

3. 現場代理人及び主任技術者は、工事の期間中監督員に対し、常にその所在を明らかにしておかななければならない。

(工事責任者)

第7条 工事を施行する場合、作業単位ごとにその作業の責任者として工事責任者を配置しなければならない。

(工事責任者及び作業員の届出)

第8条 工事を施行するときは、あらかじめ当該工事の工事責任者及び作業員の氏名、当該職種における経験年数を添えて、監督員に届け出るものとする。また、変更する場合においても、速やかに変更届を提出するものとする。

(連絡責任者の配置等)

第9条 連絡責任者の氏名と連絡箇所は、あらかじめ監督員に届け出るものとする。また、変更する場合においても、速やかに変更届を提出するものとする。

(工事の着手及び竣功)

第10条 工事に着手するときは、工事着手届をもって事前に監督員を経由して届け出るものとする。

2. 工事が竣功したときは、速やかに竣功届及び竣功検査に必要な資料をそろえて監督員を経由して届け出るものとする。

(作業時における連絡等)

- 第11条 工事責任者は、翌日の作業についてその前日に監督員あてに連絡するものとする。
2. 工事責任者は、当日の作業の開始及び終了時には必ず監督員に連絡するものとする。
  3. 工事責任者は、作業が終了したときその状態を確認し「作業報告書」を監督員に提出するものとする。

(監督員の立会い)

第12条 監督員の指定をした場合の工事は、監督員の立会いのもとに行わなければならない。

(工事施行計画書の提出とその承認)

第13条 現場代理人は、次の各号に定める内容により当該工事の「工事施行計画書」を作成し、作業の着手前に監督員の承認をとらなければならない。但し、作業手順書、操作手順書等、作業内容が具体化した後に作成した方が実施に適合するものは、その時点にて承認をとるものとする。

- (1) 工事内容
- (2) 工事全体工程
- (3) 施行数量
- (4) 施行体制及び方法（作業手順書、操作手順書等を含む）
- (5) 安全管理事項及び体制
- (6) 緊急連絡体制
- (7) その他事項

(月間行程表)

- 第14条 月間行程表は工事施工計画書に示す全体工程表により、その月分について当該工事施行月の前月15日までに監督員に提出しなければならない。
2. 前項により提出した月間行程表に変更が生じた場合は、その都度再提出するものとする。

(安全対策)

- 第15条 工事責任者は当該工事の作業員に対し作業前に、次の各号に定めるところによる指示を行い、その徹底を図るものとする。
- (1) 作業員の健康状態、服装（安全帽、腕章等の着用を含む）等に対する確認と指示。
  - (2) 工具及び保護具の使用前点検と使用上の注意。
  - (3) 作業により列車の運転を妨げることのないよう注意と指示。
  - (4) 作業のため、他の交通機関、公衆等に対し迷惑を及ぼさないことの指示。
2. 夜間作業、高所作業、その他危険のおそれのある作業については、照明、足場等の改善、危険箇所の表示、その他必要な措置を講じ、災害発生要因の除去に努めなければならない。
  3. 列車の運行に支障を及ぼすおそれのある工事の施行にあたっては、列車見張員を配置すること。また、監督員から指示を受けた内容以外の作業を行ってはならない。
  4. トラッククレーン等の建設用重機械を使用するときは、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

(事故防止)

第16条 監督員は、列車の運行に支障を及ぼすおそれのある工事について、作業着手前にその工事に携わる作業員に対して、「事故防止説明会」を行い監督員と現場代理人とで、事故防止に関する「覚書」を取り交わさなければならない。

2. 現場代理人は作業員に対し、事故防止に関する教育訓練を実施し、必要により監督員に実績報告をしなければならない。
3. 工事の施行にあたっては、事故防止に十分配慮すること。特に、軌道桁上での作業は道路上でもあり、かつ高所作業となるので工所用資材や機械、器具等の落下、作業員の転落防止また列車運行に支障を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

(事故発生時の処置)

第17条 現場代理人、主任技術者、工事責任者は、事故が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、直ちに監督員または、電力指令、運輸指令に連絡してその指示を受けるとともに、事故の拡大を防止する措置をとらなければならない。

(線路閉鎖作業等の取扱い)

第18条 線路閉鎖の必要がある作業または、設備を一時使用停止して工事する場合において、工事責任者はあらかじめ監督員に作業申込みを行いその許可を受けなければならない。

2. 線路閉鎖により作業を行う場合の「線路閉鎖責任者」は、別に定める規程により、あらかじめ指定された者が行うものとする。

(停電作業の取扱い)

第19条 停電を伴う作業について、工事責任者は、あらかじめ監督員の指示を受けなければならない。

2. 前項の指示により、監督員の立会いがない作業については、電力指令との連絡、断路器及び開閉器の操作、検電、接地等を完全に行うものとする。ただし、断路器及び開閉器の操作、検電、接地等については、あらかじめその取扱いを指定されたものが行うものとする。

(変電所及び信号通信機器室等に出入する場合の取扱い)

第20条 変電所、電気室、信号通信機器室等に入室する場合、工事責任者は必ず監督員又は、電力指令に連絡するものとする。また、退室する場合においても同様とする。なお退室する場合には、施設の出入口の施錠をするものとする。

(機器に取付いている施錠の取扱い)

第21条 工事に伴い機器に取付いている施錠を解く場合においては、監督員又は、電力指令の許可を受けるものとする。

(桁上に出入りする場合の取扱い)

第22条 桁上に出入する場合、工事責任者は必ず監督員又は電力指令に連絡するものとする。なお、立去る場合においては、必ず出入口の施錠をするものとする。

(騒音・振動の防止)

第23条 工事の施行にあたっては、騒音・振動の発生防止に努めなければならない。

2. 騒音・振動等で周辺に迷惑を及ぼすおそれのある場合は、あらかじめ関係箇所等に連絡し、苦情の生じないようにしなければならない。

(踏荒らし及び伐採の処置)

第24条 工事の施行のため、土地を踏荒らし又は樹木を伐採する必要がある場合は、その所有者の了解を得て、これを実施しその補償をするものとする。

(道路占用等の処置)

第25条 工事の施行のため、道路占用・第三者所有地への立入り等の必要がある場合は、その所有者の了解を得て、これを実施しその補償をするものとする。

(跡かたづけ)

第26条 作業の跡かたづけは、当該作業が終了した都度、速やかに行うものとし、特に使用器具、材料等の置き忘れ防止に努めなければならない。

(貸与品)

第27条 貸与を受けた機械器具類は、その整備、使用及び保管に十分注意するとともに、機械の運転及び整備は相当経験のある技術者に行わせるものとする。

(支給材料)

第28条 支給材料を受ける場合は、その品名、品質形状、数量、支給場所、支給日時等について関係者と十分に打ち合わせるものとし、受領の際は、受領書を監督員に提出するものとする。また、支給を受けた後の保管及び運搬の取扱いについては、特に注意するものとする。

(請負者持材料)

第29条 請負者持材料は、その品質等について特に明記指示のない場合には、日本工業規格(JIS)、電気学会規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業規格(JEM)等による相当品を使用すること。

(電力、水道等の使用)

第30条 工事の施行に伴い、電力、水道等を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。

(「適用範囲」で適用しないもの)

第31条 第1条の2について適用しないものは、下記のとおりとする。

- (2) 建築基準法(昭和25年5月法律第201号)
- (4) 電波法(昭和25年5月法律第131号)
- (5) 有線電気通信法(昭和28年7月法律第96号)
- (8) 軌道建設規程(大正12年12月内務・鉄道省令)